

藤井寺市寝屋川南部流域関連公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者	藤 井 寺 市
工事着手の年月日	平成5年3月16日
工事完成の予定年月日	令和10年3月31日

第1表 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
処理区域の面積	14.19 ヘクタール		処理区域内の地名	大阪府藤井寺市 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」	
処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水域との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	適用
1a	4.71	1a	藤井寺市 川北二丁目	飛行場南幹線	汚水量 0.0028 m ³ /s BOD 170mg/L S S 200mg/L
2a	2.47	2a	柏原市 本郷四丁目	飛行場南幹線	汚水量 0.0021 m ³ /s BOD 170mg/L S S 200mg/L
4a	0.15	4a	柏原市 本郷五丁目	飛行場南幹線	汚水量 0.0001 m ³ /s BOD 170mg/L S S 200mg/L
7a	0.98	7a	柏原市 本郷五丁目	飛行場南幹線	汚水量 0.0005 m ³ /s BOD 170mg/L S S 200mg/L
9a	1.48	9a	八尾市 西弓削三丁目	飛行場南幹線	汚水量 0.0013 m ³ /s BOD 170mg/L S S 200mg/L
13a	4.40	13a	八尾市 太田新町七丁目	飛行場南幹線	汚水量 0.0037 m ³ /s BOD 170mg/L S S 200mg/L

注：二段書きの場合、上段－変更前 下段－変更後
 摘要欄の汚水量は計画時間最大汚水量を示す。

VI. その他の書類

1. 施設の設置に関する方針（様式 1）

主要な施策 <small>（事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載）</small>	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等	現在 （令和元年度末）	中期目標 （令和9年度末）	長期目標			
汚水処理	下水道処理人口普及率	80%	88%	100%	人口密度の高い地区から優先的に整備を実施する。	大井処理区面整備事業	
浸水対策	都市浸水対策達成率 整備目標 ⑮ 54.4mm/h ⑮以外 48.4mm/h [一般地区]	9% (73ha)	9% (73ha)	100% (779ha)	浸水常襲地区の整備を引き続き施行する。	ア.京樋雨水幹線整備事業（①） イ.西水路雨水幹線整備事業（⑭）	大井処理区 ①北条第1排水区 ②北条第2排水区 ③小山排水区 ④沢田排水区 ⑤西古室排水区 ⑥藤井寺排水区 ⑦道明寺排水区 ⑧野中排水区 今池処理区 ⑨津堂第1排水区 ⑩津堂第2排水区 ⑪津堂第3排水区 ⑫津堂第4排水区 ⑬津堂第5排水区 ⑭春日丘排水区 川俣処理区 ⑮飛行場排水区

2. 施設の機能の維持に関する方針（様式 2）

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	法に定めのある腐食の恐れの高い箇所については概ね 5 年に一度、それ以外については概ね 20 年に一度点検を実施。 点検の結果、異常を確認した場合には、調査を実施。
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	概ね 10 年に一度の分解調査を実施。

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	<p>■改築の判断基準</p> <p>本管緊急度Ⅰ＋緊急度Ⅱの内重要路線、破損、継手ズレが確認された管</p> <p>マンホール：緊急度Ⅰ マンホール蓋：緊急度Ⅰ</p> <p>■修繕の判断基準</p> <p>本管 改築対象から外された不具合のある管 マンホール 改築対象から外された不具合のあるマンホール マンホール蓋 不具合が確認されたマンホール蓋</p> <p>マンホールポンプ施設 点検により不具合が発生した機器</p>
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	健全度 2 以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

iii) 改築事業の概要（令和 2 年度～令和 9 年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	該当無し。
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	平成 30 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき点検・調査を行い改築更新を実施予定。

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ね の事業規模の試算)	試算の 対象時期	試算の前提条件
年当たり 概ね 5.3 億円	概ね 100 年後	<p>管路施設の目標耐用年数を 75 年に設定。 ポンプ施設の目標耐用年数は以下のとおりとする。 電気設備は、標準耐用年数の 1.0～1.5 倍とする。 機械設備は、標準耐用年数の 1.8～2.5 倍とする。 「藤井寺市下水道ストックマネジメント基本計画平成 29 年度」 ・長期的な改築事業設定より。</p>

注：上記は市全域での方針である。

3. 財政計画書（様式3）

イ. 経費の部（藤井寺市全体）

単位：百万円

年 度	建 設 改 良 費					起 債 元 利 償 還 費	維 持 管 理 費			そ の 他	合 計
	管 渠	ポンプ施設	建 設 費 負 担 金	計	う ち 用 地 費		維持管理費	管理運営費 負 担 金	計		
令和2年度	1,365	0	23	1,388	0	1,954	173	303	476		3,818
令和3年度	1,300	0	16	1,316	0	1,727	174	307	481		3,524
令和4年度	1,300	0	18	1,318	0	1,692	174	310	484		3,494
令和5年度	1,300	0	21	1,321	0	1,656	175	313	488		3,465
令和6年度	1,300	0	20	1,320	0	1,593	175	316	491		3,404
令和7年度	1,300	0	58	1,358	0	1,498	176	319	495		3,351
令和8年度	1,300	0	26	1,326	0	1,415	176	322	498		3,239
令和9年度	1,300	0	27	1,327	0	1,363	177	325	502		3,192
合計	10,465	0	209	10,674	0	12,898	1,400	2,515	3,915	0	27,487

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

ロ. 財源の部（藤井寺市全体）

単位：百万円

年 度	建 設 改 良 費						維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計 繰入金	受益者 負担金	そ の 他	計	下水道 使用料 *	他会計 繰入金	その他	計	
令和2年度 *事業計画策定(変更)年度	250	1,119		19	0	1,388	756	417	1,257	2,430	3,818
令和3年度	250	1,047		14	5	1,316	821	501	886	2,208	3,524
令和4年度	250	1,049		14	5	1,318	832	501	843	2,176	3,494
令和5年度	250	1,052		14	5	1,321	840	501	803	2,144	3,465
令和6年度	250	1,051		14	5	1,320	848	501	735	2,084	3,404
令和7年度	250	1,089		14	5	1,358	857	501	635	1,993	3,351
令和8年度	250	1,057		14	5	1,326	865	501	547	1,913	3,239
令和9年度	250	1,058		14	5	1,327	873	501	491	1,865	3,192
合計	2,000	8,522	0	117	35	10,674	6,692	3,924	6,197	16,813	27,487
下水道使用料※関連事項			接続率:89%(令和2年度:初年度) → 90%(令和9年度:最終年度) 講じる対策:未接続世帯への個別の啓発 有収率:93%(令和2年度:初年度) → 94%(令和9年度:最終年度) 各処理区での有収率(令和2年度)川俣処理区58% 今池処理区 94% 大井処理区 95% 講じる対策:老朽管路の長寿命化対策や排水設備の誤接続解消のための啓発等の不明水対策により地下水や雨水流入を減らし、有収率の向上を図る。 その他の講じる対策:公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制を図り、適正で効率的な公共下水道事業の運営を図る。								

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
2. 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見直し、企業立地の見直し等を踏まえた上で算定すること。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必要に応じ参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。